

## 生駒市宅地内汚水ポンプ設備設置工事補助金及び維持管理補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、自然流下により汚水を公共下水道に排除することが困難な地域にある、個人又は法人の家屋等（以下「家屋等」という。）の敷地（以下「低宅地」という。）で発生する汚水を公共下水道に排除するための汚水用ポンプ設備（以下「宅地内汚水ポンプ設備」という。）を設置する者に対して、その設置費用の一部を補助すること（以下「設置補助」という。）、及び宅地内汚水ポンプ設備を使用し、適正に維持管理を行っている者に対して、補助すること（以下「維持管理補助」という。）に関し、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

### 第一章 設置補助

(設置補助対象工事)

第2条 この要綱による設置補助の対象となる工事は、公共下水道の事業計画区域内において施工される宅地内汚水ポンプ設備等の設置工事（以下「対象工事」という。）とし、工事内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 汚水ポンプ設備設置工事及びこれに伴う電気設備工事（汚水ポンプ、警報機費は除く）
- (2) ポンプピット築造工事
- (3) 圧送管敷設工事

2 前項の宅地内汚水ポンプ設備は、次の掲げる仕様を満たすものとする。

- (1) ポンプを2台設置し、単独交互運転するものであること。
- (2) ポンプ運転水位についての警報機能を有していること。

(設置補助の要件)

第3条 設置補助を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽及びし尿のみを処理する設備又は施設をいう。）を設置している家屋等にあつては、当該浄化槽の廃止工事を行うこと。
- (2) 対象工事は、生駒市下水道条例（昭和59年生駒市条例第15号。以下「条例」という。）第8条に定める指定工事店が施工すること。
- (3) 宅地内污水ポンプ設備を設置する土地の所有者と設置者が異なる場合は、当該土地所有者の同意が得られていること。
- (4) 市税、下水道事業受益者負担金、下水道使用料及び水道料金を滞納していないこと。

(設置補助金の額)

第4条 宅地内污水ポンプ設備設置工事補助金（以下「設置補助金」という。）の額は、対象工事に要した費用とし、342,000円を限度とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(設置補助金の交付申請)

第5条 設置補助金の交付を受けようとする者（以下「設置補助申請者」という。）は、条例第7条第1項の規定による申請書を提出する際に、宅地内污水ポンプ設備設置工事補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 宅地内污水ポンプ設備設置工事の見積書
- (2) 宅地内污水ポンプ設備設置工事設計図（平面図、縦断図、低宅地であることが確認できる図面）

(設置補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、提出書類を審査の上、設置補助金交付の可否を決定し、宅地内污水ポンプ設備設置工事補助金交付決定通知書(様式第2号)又は宅地内污水ポンプ設備設置工事補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、設置補助申請者に通知するものとする。

(設置工事实績報告)

第7条 設置補助申請者は、条例第9条第1項の規定による工事の検査に合格したときは、速やかに宅地内污水ポンプ設備設置工事实績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(設置補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、設置補助金の額を確定し、宅地内污水ポンプ設備設置工事補助金確定通知書(様式第5号)により設置補助申請者に通知するものとする。

(設置補助金の請求及び交付)

第9条 前条の規定により設置補助金の額の確定通知を受けた設置補助申請者は、宅地内污水ポンプ設備設置工事補助金交付請求書(様式第6号)により、市長に設置補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、審査の上、設置補助金を交付するものとする。

## 第二章 維持管理補助

(維持管理補助対象者)

第10条 この要綱による維持管理補助の対象者は、宅地内污水ポンプ設備を使用し、当該宅地内污水ポンプ設備を適正に維持管理している者とする。

(維持管理補助の要件)

第 11 条 維持管理補助を受けるには、次に掲げる要件のいずれにも該当しなければならぬ。

- (1) 条例第 9 条第 2 項に規定する検査済証を交付した日から 15 年を経過していない宅地内汚水ポンプ設備であること。
- (2) 排水設備及び宅地内汚水ポンプ設備によって当該宅地内のすべての汚水が公共下水道に排除されていること。
- (3) 市税、下水道事業受益者負担金、下水道使用料及び水道料金を滞納していないこと。

(維持管理補助金の額)

第 12 条 維持管理補助金の額は、第 14 条の規定による交付決定の日の属する年度の 4 月から翌年 3 月までの年間 20,000 円とする。ただし、第 2 条第 2 項に定める仕様以外のものについては別に定める額とする。

2 維持管理補助の対象となる期間が 1 年に満たない場合は月割りとし、算出された額に 100 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(維持管理補助金の交付申請)

第 13 条 維持管理補助金の交付を受けようとする者（以下「維持管理補助申請者」という。）は、宅地内汚水ポンプ設備維持管理補助金交付申請書（様式第 7 号）に設置場所の位置図を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 14 条 市長は、前条の申請があったときは、提出書類を審査の上、維持管理補助金交付の可否を決定し、宅地内汚水ポンプ設備維持管理補助金交付決定通知書（様式第 8 号）又は宅地内汚水ポンプ設備維持管理補助金不交付決定通知書（様式第 9 号）により、維持管理補助申請者に通知するものとする。

(変更等承認申請)

第 15 条 前条の規定により、維持管理補助金交付決定の通知を受けた者で、交付決定通知を受けた後、補助金交付申請内容を変更し、若しくは補助対象となった宅地内污水ポンプ設備の維持管理を中止し、又は廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第 10 号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(維持管理実績報告)

第 16 条 維持管理補助申請者は、申請年度末月に宅地内污水ポンプ設備維持管理実績報告書(様式第 11 号)を市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中で宅地内污水ポンプ設備の維持管理を中止又は廃止等したときは、速やかに実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の実績報告書を受理したときは、実績報告書の内容を審査するものとする。

(維持管理補助金の額の確定)

第 17 条 市長は、前条第 2 項の規定による審査の結果、維持管理の内容が適切であると認めるときは、維持管理補助金の額を確定し、宅地内污水ポンプ設備維持管理補助金確定通知書(様式第 12 号)により維持管理補助申請者に通知するものとする。

(維持管理補助金の請求及び交付)

第 18 条 前条の規定により維持管理補助金の額の確定通知を受けた申請者は、宅地内污水ポンプ設備維持管理補助金請求書(様式第 13 号)により、市長に維持管理補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、審査の上、維持管理補助金を交付するものとする。

### 第三章 その他

(宅内ポンプ設備の維持管理)

第 19 条 補助金の交付を受けた者は、宅地内汚水ポンプ設備について、機能を損なわないよう適正に維持管理を行わなければならない。

(施行の細目)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、宅地内汚水ポンプ設備設置工事補助金及び維持管理補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行し、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。